

## 仙台市 国家戦略特別区域 区域計画

### 1 国家戦略特別区域の名称

「仙台市 国家戦略特別区域」

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (1) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：NPO法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

(国家戦略特別区域法第24条の3に規定する特定非営利活動法人設立促進事業)

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（NPO法人）の設立を促進するため、仙台市が所轄として実施するNPO法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、1月から2週間に短縮する。【平成27年9月より実施】

#### (2) 名称：国家戦略特別区域限定保育士事業

内容：保育士資格に係る児童福祉法等の特例

(国家戦略特別区域法第12条の5に規定する国家戦略特別区域限定保育士事業)

保育士不足解消に向けて、仙台市がその市内全域において、国家戦略特別区域限定保育士試験を実施する。【平成28年度より実施】

#### (3) 名称：保険外併用療養に関する特例 関連事業

内容：保険外併用療養に関する特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる医療機関が、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ又はオーストラリアにおいて承認を受けている医薬品等であって日本においては未承認のもの又は日本において適応外の医薬品等を用いる技術全てを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、迅速に先進医療を提供できるようとする。

##### ① 東北大学病院（仙台市青葉区）【直ちに実施】

(例) 腸管不全症例に対する小腸移植、婦人科悪性腫瘍に対するセンチネルリンパ節生検など

(4) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第 17 条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の地域団体が、それぞれの公道に各施設等を設置することにより、地域の賑わい創出や起業促進を図る。

本事業に係る施設等の種類及び当該施設等を設ける道路の区域は、①の区域においては国家戦略特別区域法施行令第 24 条第 5 号の施設等、②の区域においては同条第 1 号及び第 3 号の施設等とする。

(事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発などの措置を併せて講ずる。)

① 仙台市中心部商店街活性化協議会

・東一番丁線、青葉山線、中央通線、国道 286 号及び青葉通線（別紙 1）

② 泉中央駅前地区活性化協議会

・泉中央駅前線、泉中央駅入口線、泉中央歩行者専用道路 1 号線及び泉中央歩行者専用道路 2 号線（別紙 2）

(5) 名称：都市公園占用保育所等施設設置事業

内容：都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例

(平成 29 年 6 月 15 日から規制の特例措置が全国展開)

社会福祉法人中山福祉会が、市立中山とびのこ公園（仙台市青葉区）に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成 29 年 4 月設置】

(6) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

(国家戦略特別区域法第 16 条の 6 に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業)

仙台市が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、仙台市内における外国人による創業活動を促進する。

【平成 29 年 4 月より実施】

## 内容：創業人材の事業所確保に係る特例

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例）を活用して創業活動を行い、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新から最大1年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、仙台市が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とし、仙台市内における外国人による創業活動を促進する。

【令和2年度中に実施】

## （7）名称：一般社団法人等への信用保証制度の適用 関連事業

内容：一般社団法人等への信用保証制度の適用

（国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業）

仙台市が、本年中に予算措置を講じ新たな制度融資を創設した上で、保健・福祉・医療、子供の健全育成、まちづくり、環境等の社会的課題を解決するために活動する一般社団法人及び一般財団法人が、宮城県信用保証協会の保証を得て、資金融通を受けることができるようとする。

【平成29年8月より実施】

## （8）名称：課税の特例措置活用事業

内容：特定事業を行う一定の株式会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（国家戦略特別区域法第27条の5に規定する課税の特例措置活用事業）

### ① 仙台秋保地区・地域資源を活かした観光モデル構築のための拠点整備事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

特定事業を行う一定の株式会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

ア) 当該事業の概要

地域資源を活かした新しい経済拠点の形成を目的として、地域産業の中核となる海外旅客に対応した観光拠点を整備し、もって小規模企業者の創業及び雇用の促進を図る。

ブ) 当該事業が行われる区域 宮城県仙台市太白区秋保町湯元除9番4号

ク) 当該事業の実施期間 平成30年3月から令和2年3月まで

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第13条第3号

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

観光を軸とした新たな産業の発展のために、外国語対応スタッフを雇用

し、海外旅客に対応した地域資源を活かす食事の提供など、地域産業の中核となる海外旅客に対応した観光拠点の形成を図ることは、創業及び雇用を促進することから、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する取組と位置づけられ、仙台市における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体 株式会社アキウツーリズムファクトリー（仙台市太白区）

(9) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

(国家戦略特別区域法第 19 条の 2 に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業)

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後 5 年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

① 株式会社 MAKOTO WILL（仙台市若林区、平成 30 年 6 月 1 日設立）

② 株式会社アキウツーリズムファクトリー（仙台市太白区、平成 29 年 4 月 27 日設立）

(10) 名称：国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業

内容：テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例

(国家戦略特別区域法第 20 条の 5 に規定する国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業)

国家戦略特別区域法第 20 条の 5 第 1 項に規定する登録を受けた薬局開設者が、仙台市全域（同法第 20 条の 5 第 2 項に規定する特定区域）において、薬剤師に遠隔診療で交付された処方箋に基づき、テレビ電話装置等を用いて、薬剤遠隔指導等を行わせる事業であって、同条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる要件のいずれにも該当する事業（処方箋薬剤遠隔指導事業）を行う。【令和 2 年度中に実施】

(11) 名称：国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業

内容：特定加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

仙台市が認定した以下に掲げる企業で就労する外国人を、高度外国人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置を講ずる制度の特別加算の

対象とし、十点を加算する。【令和2年度中に実施予定】

(対象)

- ① 「仙台市本社機能及び研究開発施設立地促進助成金」の交付の指定を受けている企業
- ② 「仙台市ソフトウェア業、デジタルコンテンツ業及びデータセンター立地促進助成金」のうち、「ソフトウェア業」又は「デジタルコンテンツ業」に係る交付の指定を受けている企業

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、保育士確保による女性の社会参加が促されるとともに、社会起業の増加による社会的課題の解決と雇用の創出の両立等が図られ、仙台市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(1) 事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じ、NPO法人やベンチャー企業の設立等を促進するため、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用し、弁護士等による高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」(以下「センター」という。)を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成28年6月より実施】

i ) 設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）

ii ) 設置場所：仙台市情報・産業プラザ

iii) 実施体制：センター長、代表弁護士、代表相談員等を配置する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・弁護士による高度な専門性を有する個別相談対応
- ・弁護士等による個別訪問指導
- ・相談員による電話相談、窓口相談等の対応
- ・セミナーの開催等

(2) 事項：特区医療機器薬事戦略相談の実施

内容：東北大学病院が、革新的医療機器の開発について、特区医療機器薬事戦略相談を活用して、治験期間を短縮し、開発から市販・承認までのプロセスを迅速化することにより、日本発の革新的医療機器の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。【平成28年度より実施】

(3) 事項：革新的な医薬品の開発迅速化

内容：東北大学病院が、革新的な医薬品の開発について、有望な創薬シーズを治験に円滑に橋渡しし、開発から承認・市販までのプロセスを迅速化することにより、日本発の革新的な医薬品の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。【直ちに実施】

(4) 事項：創業者的人材確保を支援するための人材流動化支援施設の設置

内容：創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保を支援するため、創業者又は創業者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、民間企業の従業員その他の者に対する採用又は就職の援助を行う「プロボノ活用型起業家支援センター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。

【平成 31 年度中に設置予定】

i ) 設置主体：国及び仙台市

ii ) 設置場所：仙台市内

iii) 実施体制：民間事業者への委託により、当該事業者が配置する人材と仙台市が連携して実施する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・主に首都圏の潜在U I J ターン層等で、専門的知見・スキルを有する人材に対する、地域の社会課題解決に向けた創業者等とのマッチング支援及びキャリアモデルの構築支援

(5) 事項：近未来技術の実証実験を促進するための「仙台市近未来技術実証ワнстップセンター」の設置

内容：近未来技術であるA I ・ I o T、自動運転、小型無人機等を活用した実証実験（以下「実証実験」という。）を促進するため、仙台市内において実証実験を実施しようとする者に対して、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「仙台市近未来技術実証ワNSTトップセンター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和元年度中に設置】

i ) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）及び仙台市

ii ) 設置場所：仙台市役所（仙台市青葉区国分町3丁目7番1号）

iii) 実施体制：施設長、事務責任者を配置する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・実証実験に必要な手續に関する電話相談、窓口相談等の対応
- ・関係機関との調整、関係機関への情報提供

- ・実証実験の場となる土地又は施設の管理者との調整
- ・実証実験の実施に係る地元関係者との連絡調整
- ・国家戦略特区制度を活用した規制緩和に係る相談受付
- ・その他、実証実験の実施に必要な支援

(6) 事項：テレワークの普及を促進するための「仙台テレワークサポートデスク」の設置

内容：テレワークの普及を促進することにより、企業における優秀な人材の確保及び生産性の向上を支援するため、企業及び労働者に対し、テレワーク導入に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「仙台テレワークサポートデスク」（以下「テレワークデスク」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和2年度中に設置】

i ) 設置主体：国（内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）及び仙台市

ii ) 設置場所：(公財) 仙台市産業振興事業団内（仙台市青葉区中央1丁目3番1号）

iii ) 実施体制：施設長、事務責任者、テレワーク相談員等を配置する。

iv ) 事業内容：テレワークデスクが実施する主な事業は、以下のとおり。

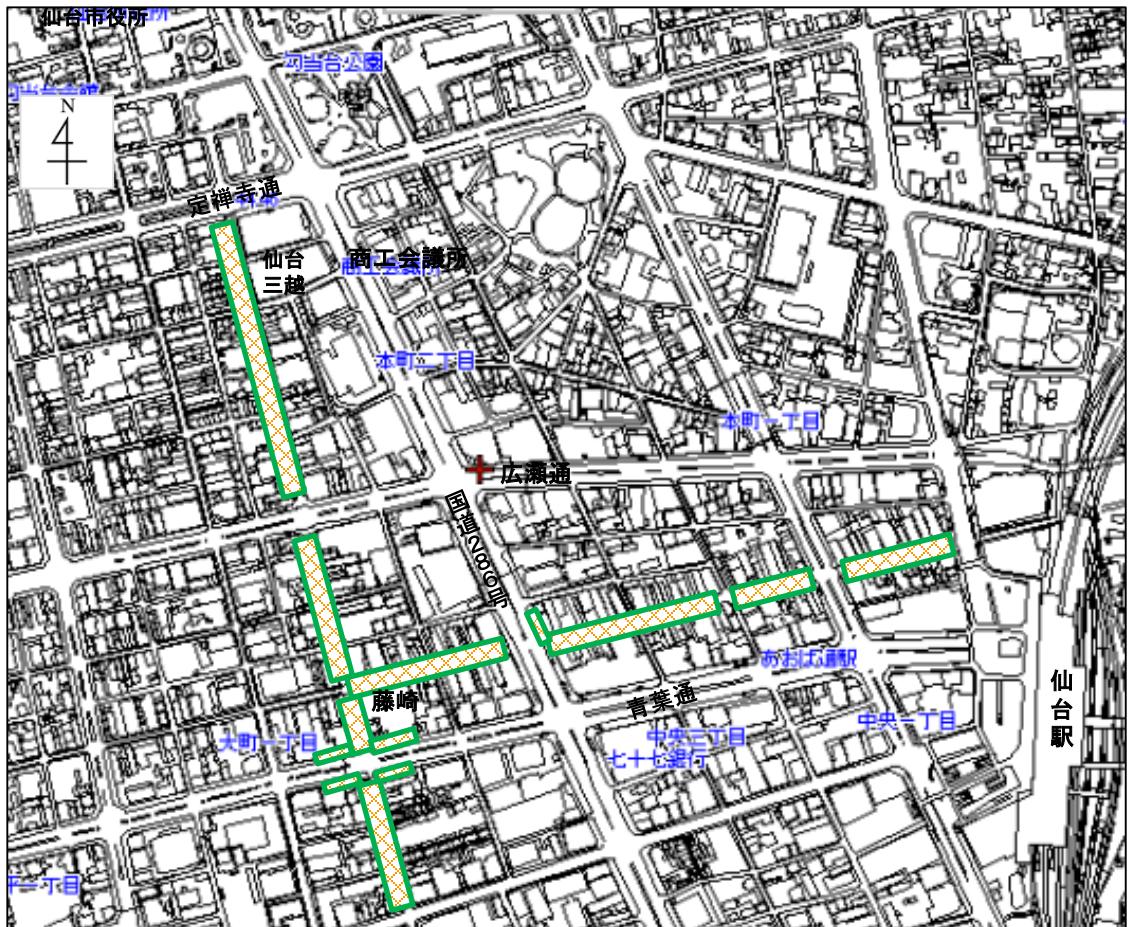
- ・テレワーク導入に係る総合相談窓口設置
- ・テレワーク導入に係る既存ITサービスの情報提供
- ・テレワーク導入に係る新規システム開発及び技術的課題に対する検討サポート
- ・テレワーク導入補助金の案内
- ・テレワーク体験機会の提供
- ・テレワーク導入希望企業向けの説明会やテレワーク関連イベントの開催

# 国家戦略道路占用事業の適用区域

別紙1

## 全域図

1/10000



道路活用賑わい創出事業



道路部分

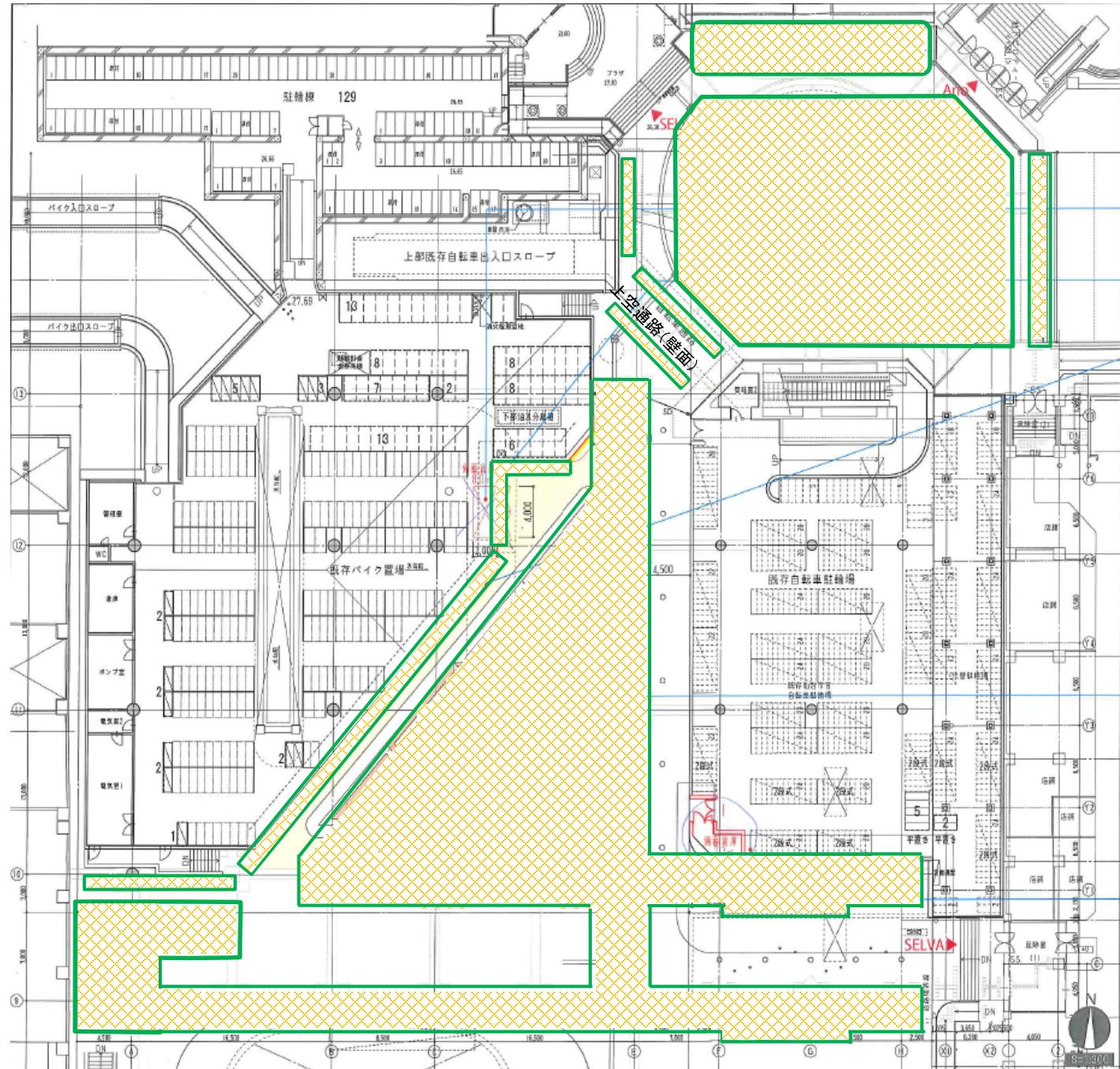


# 国家戦略道路占用事業の適用区域

別紙2

1. 泉中央駅前線
2. 泉中央駅入口線
3. 泉中央歩行者専用道路1号線
4. 泉中央歩行者専用道路2号線

S=1/500



国家戦略道路占用事業の適用区域